

平成 26 年

第 4 回市議会定例会 議案第 13 号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和 44 年函館市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「39 万円」を「40 万 4,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

（提案理由）

出産育児一時金の支給額を改定するため